

## 敬老事業対象者名簿の取扱いに関する覚書

三原市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、敬老事業を実施するために必要となる敬老事業対象者名簿（以下「名簿」という。）の取扱いに関して、次のとおり覚書を締結する。

### （基本的事項）

- 1 乙は、甲が提供する名簿について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （秘密の保持）

- 2 乙は、甲が提供する名簿で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。敬老事業が終了し、名簿を返却した後も、同様とする。

### （目的外利用・提供の禁止）

- 3 乙は、甲が提供する名簿で知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （安全管理措置）

- 4 乙は、甲が提供する名簿で知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### （役員への周知及び監督）

- 5 乙は、敬老事業の実施に携わる者（以下「役員」という。）に対し、敬老事業の実施期間中及び実施期間後において、甲が提供する名簿で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知し、この覚書に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させ、及び敬老事業の実施のために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、役員に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### （複写・複製の禁止）

- 6 乙は、甲の承諾があるときを除き、名簿を複写し、又は複製してはならない。

### （名簿の返還）

- 7 乙は、名簿について、敬老事業終了後、甲の指定した方法により、直ちに返還しなければならない。

### （取扱状況の調査）

- 8 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、名簿の取扱状況について調査を行うことができる。

### （漏えい等の発生時における報告）

- 9 乙は、敬老事業の実施に関し、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安

全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。敬老事業が終了した後も、同様とする。

(事業の中止及び損害賠償)

- 10 甲は、乙が本覚書に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、敬老事業を中止し、名簿の返還を求め、及び損害賠償を請求することができるものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲と乙とが記名捺印の上各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 三原市  
代表者 三原市長 岡田吉弘 印

乙  
代表者 印